65歳以上の人の介護保険料

六十五歳以上の人の介護保険料の額および支払方法についてご案内します

六十五歳以上の人の介護保険料は、前年の所得や、本人および家族（同一世帯の人）の市民税の課税状況により決定されます。［下表①参照］

保険料の支払い方法は、年金の種類、受給額などによって、特別徴収と普通徴収に分かれます。［次ページ上表②参照］

みなさんの平成十六年度の保険料の額や支払い方法については、七月中旬に個別に通知します。額や支払い方法は一人ひとり異なりますので、お送りする通知書で必ず確認してください。

みなさんの支払う保険料は、介護保険制度を支える大切な財源となります。介護が必要となったとき、誰もが安心して介護サービスが利用できるように、保険料は必ず支払いましょう。

あなた（65歳以上）の介護保険料は

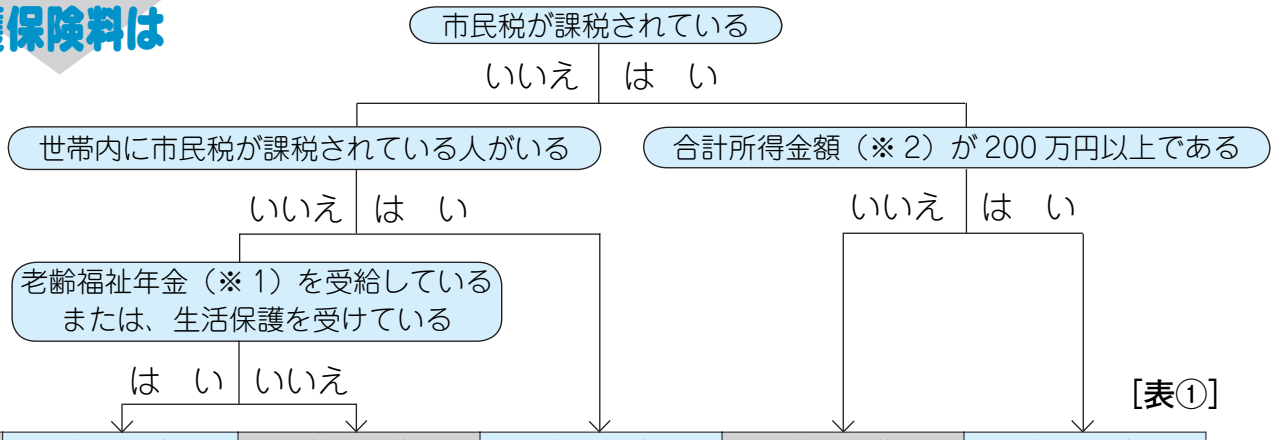

［表①］

保険料段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
年間保険料	20,700円	31,100円	41,400円	51,800円	62,100円
該当する人	生活保護を受けている人、または老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の人	世帯員全員が市民税非課税の人	本人は市民税非課税だが、世帯員に課税者がいる人	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の人	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上の人

※1「老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた人で、所得が低かったり、ほかの年金を受給できない人に支給される年金です。
※2「合計所得金額」とは、収入額から必要経費に相当する額を控除した金額のことで、医療費控除など各種所得控除をする前の金額です。